令和８年度第２回個人住民税検討会

日時：令和８年７月 17 日(金)14：00～
場所：総務省１階　低層棟 102 会議室

１ 開 会

２ 議 題
（１）地方団体へのヒアリング

３ 閉 会

（配布資料）
資料１　第１回検討会で示された主な論点
資料２　地方団体へのヒアリング項目
資料３－１　さいたま市提出資料（税務担当課）
資料３－２　さいたま市提出資料（福祉担当課）
資料４　毛呂山町提出資料

令和8年7月17日

資料1

第1回検討会で示された主な論点

自治税務局市町村税課

第1回で示された主な論点①

◎ 個人住民税の基礎控除等の引上げに係る基本的な考え方

- ➤ 所得税における基礎控除の上乗せ特例は、政治的に決まったという認識。「地域社会の会費」的な性格を有する住民税においては、特例分は対応しないことを前提とすべきではないか。
- ➤ 個人住民税の基礎控除の引上げについては、納税義務者の減少、地方税収の減少につながる問題であり、慎重に議論すべきではないか。
- ➤ 個人住民税には所得税と異なり、最低限の生活を行う部分に課税しない制度である非課税限度額が既にあることが最大の違い。その上で、どの程度税負担を求めるかという論点については、地域社会の費用の分担や地方財源への影響を考えると、所得税と同じ水準にする必要は必ずしもないのではないか。
- ➤ インフレを考慮して5年に一度改定される生活保護基準額を見ながら非課税限度額を定めている以上、課税最低限を構成する基礎控除をCPIに連動させる必要は必ずしもないのではないか。
- ➤ 個人住民税における物価上昇に伴う対応を行う場合には、所得税とは異なる理由付けが必要ではないか。
- ➤ 物価連動するような形で基礎控除の金額を考えるのであれば、物価が下がった場合にどうするのかということについても考えておく必要があるのではないか。
- ➤ 基礎控除を物価に連動させ、物価に対して中立的な税負担を図るのであれば、均等割の金額を物価に合わせて引き上げることも考えるべきではないか。

第1回で示された主な論点②

◎　見直しの頻度について

➤　X年度税制改正で見直しを検討する場合、X-1年11月の消費者物価指数（CPI）を勘案しても、住民税の適用はX＋1年6月以降であり、CPIをタイムリーに反映することは難しいため、3年に一度など、一定期間のトレンドを捉えて引き上げる仕組みとするべきではないか。

➤　物価上昇により控除の実質的な価値が減少することに対応するのであれば、所得税の基礎控除の見直しが行われる2年に一度のタイミングで1～2万円程度上げるという形でついて行くのが適度な方法ではないか。

➤　非課税限度額については、生活保護基準が5年ごとに見直される際に検討しており、これと平仄を合わせることも考えられるのではないか。

➤　所得税の基礎控除は2年ごとに見直すこととされたが、仮に住民税も2年ごとに見直すこととするのであれば、所得税と周期を合わせるべきではないか。

➤　所得税と同じ頻度で見直しが行われることは、市町村や中小企業の事務負担の観点からは厳しいのではないか。

第1回で示された主な論点③

◎ システム改修や事務負担について

➤ 賦課課税である住民税については、市町村におけるシステム改修や事務負担が課題となる。市町村が実務上対応可能であるかを踏まえる必要があるのではないか。

➤ 全国の自治体がシステム標準化に取り組んでいる中で、システムベンダーを確保できるか、適切なコスト負担で実施できるかについては懸念がある。自治体のシステム改修については、適切な財政措置が行われるべきではないか。

➤ 単純に基礎控除を引き上げるのであれば対応しやすいが、変数を増やす場合は改修の規模が大きくなるため、対応が難しくなるのではないか。

➤ 市町村は、職員の給与支払者としても、税制改正に対応する費用等を負担する必要がある。

◎ その他

➤ 非課税限度額と生活保護基準額の整合性は取れるように議論する必要があるのではないか。

➤ 非課税限度額は、所得税には無い制度であり、必ずしも所得税の基礎控除が改正された際に検討しなければならないものではないのではないか。

➤ 個人住民税は、社会保障給付等の判定基準として幅広く使われている。そのため、個人住民税の非課税限度額等を物価に合わせて見直すの改定をCPIに連動させることの是非については、単純な物価調整の問題にとどまらず、社会保障給付等への影響も踏まえて議論をする必要があるのではないか。

令和8年7月17日

資料2

地方団体ヒアリング項目

自治税務局市町村税課

地方団体ヒアリングでお伺いしたいこと

○ 令和8年度税制改正で、所得税については、以下の措置が講じられた。

- 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設
- 「三党合意」を踏まえた更なる対応としての基礎控除の特例

これを踏まえ、個人住民税の基礎控除等について、

① 物価上昇を踏まえた一定の対応（基礎控除の引上げ等）についてどのように考えるか

② 所得税の基礎控除の特例（三党合意を踏まえた対応）について、個人住民税において対応すべきか

③ 非課税限度額については、これまで生活保護基準の見直しの際に検討してきたが、どのように対応をすべきか

地方団体の立場から、見解を伺いたい。

地方団体ヒアリングでお伺いしたいこと

○　所得税の基礎控除の引上げについて、本則部分は見直し前の控除額に税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（CPI）の上昇率を乗ずることで調整するルールが創設された。

これを踏まえた対応として、以下のような【対応例】が考えられるが、それぞれについて、

①　課税事務への負担

②　システム整備に係る負担

③　自治体の財政運営に及ぼす影響

④　他制度（特に自治体独自の福祉施策等）への影響（例：給付対象者の増加、所得を把握できない者の増加による影響等）

についてご意見を伺いたい。

【対応例】

○　所得税の本則部分の引上げルールを踏まえCPIを踏まえて検討しつつ、

ア　3年に一度など、一定期間のトレンドを踏まえて引上げ額を決定する。

イ　所得税の引上げタイミング（2年ごと）に1～2万円程度を引き上げる。

ウ　非課税限度額の見直し検討のタイミング（生活保護基準が見直される5年に一度）に合わせて検討する。

○　引上げの際には、所得により引上げ幅を変えるなどの、複雑な要件設定はせず、金額（現行、最大43万円）を定額で引き上げるのみとする。

令 和 ８ 年 ７ 月 １ ７ 日
第2回個人住民税検討会

資料３－１

個人住民税の基礎控除等の引上げについて

さいたま市
財政局税務部市民税課

個人住民税の基礎控除等の引上げに対する見解

減収補填

○　個人住民税は、本市税収の約5割を占める基幹税目であり、教育や子育て支援など住民に身近な行政サービスを提供するための重要な財源となっている。

⇒　基礎控除・非課税限度額を引き上げる場合には、代替となる財源の確保が必須と考える。

（参考）基礎控除額1万円引上げによる本市影響額：約5.7億円

賦課事務への影響

○　2～3年ごとといった短いサイクルでの基礎控除・非課税限度額の見直しは、システム改修に係る費用負担及び検証作業を行う職員の事務負担が大きい。

⇒　システム改修費用への何らかの財源措置を検討してもらいたい。
また、制度改正に当たっては、充分なシステム改修・検証期間が確保できる余裕のあるスケジュールとしてもらいたい（本資料3、4ページ参照）。

⇒　税額算出までの計算過程など納税義務者からの問い合わせに対応する必要があるため、所得金額により引上げ幅を変えるなどの複雑な要件設定は行わず、市民に分かりやすい簡素な制度としてもらいたい。

個人住民税の基礎控除等の引上げに対する見解

システム標準化への影響

○　基礎控除・非課税限度額の引上げの内容・頻度によっては、現状でも不足しているシステムベンダのリソースを逼迫することになる。
⇒　令和11年9月に予定している、本市の税務システム標準化への移行スケジュールに影響を与えるおそれがある。
　また、令和11年度までの間に、現行システムへ多額の改修費用を投じることは二重投資となり、非効率である。

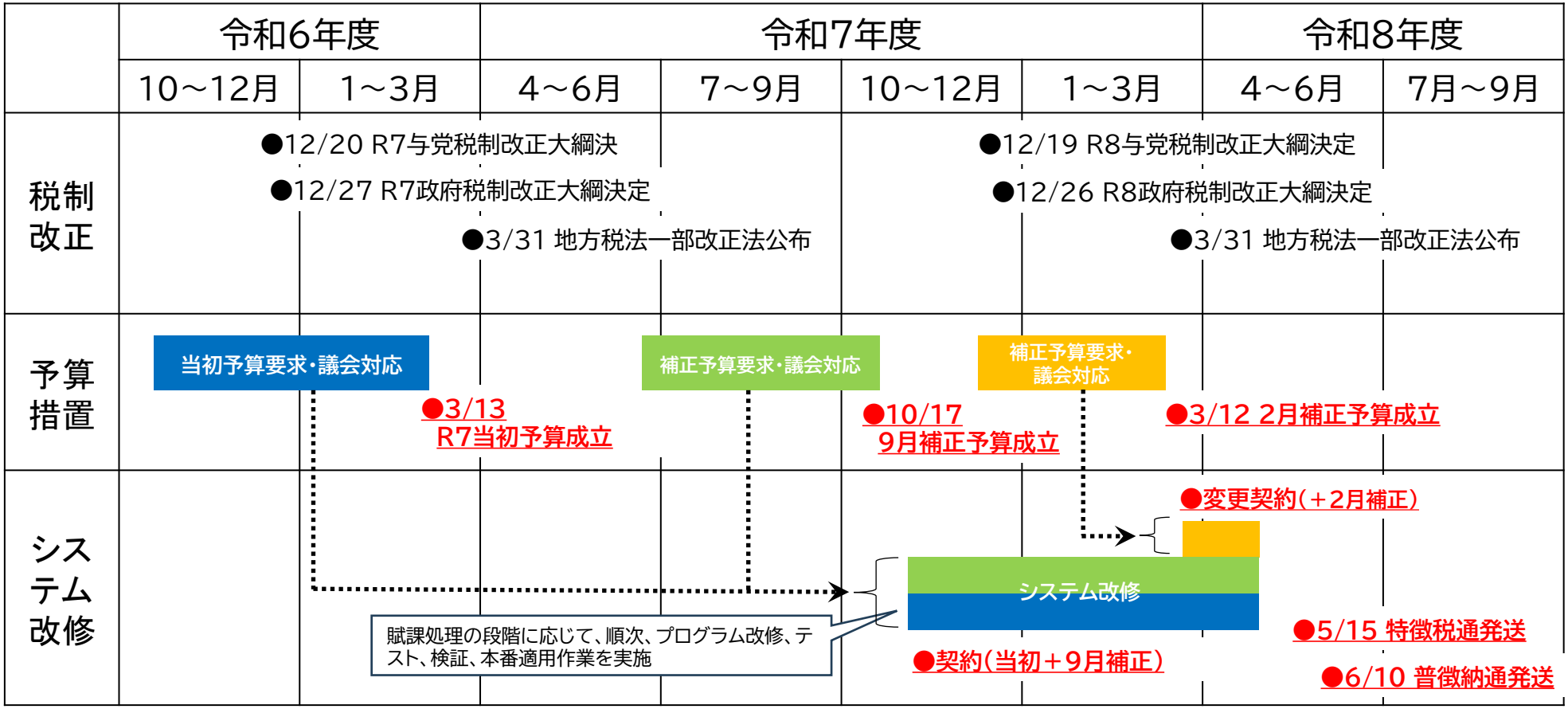
非課税限度額の引上げ

○　特に、非課税限度額の引上げについては、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格を踏まえて検討してもらいたい。

その他

○　物価変動に応じて、基礎控除・非課税限度額を見直すこととした場合、仮に物価が下落した際に、控除額・限度額を引き下げることができるのか課題と考える。

令和8年度課税に向けたシステム改修スケジュール



○　所得税の基礎控除や給与所得控除の引上げに係るシステム改修には、約半年の改修期間が必要
⇒　R8年度税制改正で対応を求められた「所要の措置」のように法改正・即適用では検証を十分に行うことができず、課税誤りのリスクが増大

○　システム改修に要する費用を補正予算で措置する場合であっても、R9年度税制改正はR10年度課税分からの適用を要望

令和8年度課税に向けたシステム改修スケジュール（参考）

本市では、n年度課税分に係る個人住民税システムの改修に要する費用については、（n－1）年度の当初予算で予算措置（債務負担行為設定）する運用

※　本市の予算編成スケジュールでは、当初予算で予算措置するためには、前年10月には要求額が決まっている必要

（参考）令和8年度課税分に向けたシステム改修

【令和6年度以前の税制改正に係る項目】

〇極めて高い水準の所得に対する負担の適正化（所得税）
〇配偶者特別控除の適用に関する所要の措置（住民税）

→ 令和7年度当初予算で措置

【令和7年度税制改正に係る項目】

〇給与所得控除の最低保障額の引上げ（所得税・住民税）
〇特定親族特別控除の創設（所得税・住民税）
〇基礎控除の引上げ（所得税）

→ 令和7年9月補正予算で措置

【令和8年度税制改正に係る項目】

〇所得税の基礎控除の引上げに係る所要の措置（住民税）
・住宅借入金等特別控除の控除限度額の算定方法
・ふるさと納税に係る特例控除額の算定方法

→ 令和8年2月補正予算で措置

資料3－2

○個人住民税検討会でのヒアリング

個人住民税の基礎控除等について

① 物価上昇を踏まえた一定の対応（基礎控除の引上げ等）についてどのように考えるか
【回答】 ・物価上昇を踏まえた一定の対応自体に意見はないが、制度改正があった際の福祉事業における取り扱い（制度改正内容、新設される控除の適応の有無等）について、厚生労働省等の所管部署からしっかりと説明を行っていただきたい。また、基礎控除等の既存制度の額の増減のような変更であれば対応しやすいが、新たに控除項目が導入される場合、システム改修が必要となるため、対応に苦慮する。 ・物価上昇を踏まえた一定の対応としての基礎控除の引上げについては、これまでも基礎控除の見直しが行われており、その都度見直し後の算定方法による住民税額で各福祉施策の所得判定を行ってきたため、今後も変更後の算定方法によることとなると考える。
② 所得税の基礎控除の特例（三党合意を踏まえた対応）について、個人住民税において対応すべきか
【回答】 ・個人住民税への対応自体に意見はないが、控除引き上げにより自己負担額が軽減される対象者が発生することから、自治体負担が増加することとなる。国主導で導入することを決定するのであれば各制度における国の負担率の引き上げも検討いただきたい。 ・基礎控除の引上げにより、自己負担額が軽減される対象者が発生することから、自治体負担が増加することとなる。国主導で導入することを決定するのであれば各制度における国の負担率の引き上げも検討いただきたい。
③ 非課税限度額については、これまで生活保護基準の見直しの際に検討してきたが、どのように対応をすべきか
【回答】 ・非課税限度額の見直しが頻回に行われた場合、毎年の収入が安定的な方だと課税・非課税が頻回に切り替わることが予想される。非課税の方を対象とする各福祉施策の場合、課税・非課税が頻回に切り替わることで施策の対象となったりならなくなったりして混乱が起きる可能性や職員側の説明の頻度や対応時間の増加が想定されるため、一定期間は同額の期間が必要と考える。

所得税の基礎控除の引上げについて

① 課税事務への負担

【回答】
意見なし

② システム整備に係る負担

【回答】
・税制改正時に新たに控除項目が導入される場合はシステム改修が必要となる。
　システム改修となる場合、ベンダー含む人的リソースの確保、予算の確保など負担が大きい。

③ 自治体の財政運営に及ぼす影響

【回答】
・基礎控除の引上げにより、自己負担額が軽減される対象者が発生することから、自治体負担が増加することとなる。国主導で導入することを決定するのであれば各制度における国の負担率の引き上げも検討いただきたい。

④ 他制度（特に自治体独自の福祉施策等）への影響（例：給付対象者の増加、所得を把握できない者の増加による影響等）

【回答】
・基礎控除の引上げにより、自己負担額が軽減される対象者が発生することから、自治体負担が増加することとなる。国主導で導入することを決定するのであれば各制度における国の負担率の引き上げも検討いただきたい。

資料４

令和８年度第２回個人住民税検討会　地方団体ヒアリング回答（毛呂山町）

１　令和８年度税制改正で、所得税については、以下の措置が講じられた。
・物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設
・「三党合意」を踏まえた更なる対応としての基礎控除の特例
これを踏まえ、個人住民税の基礎控除等について、地方団体の立場から見解を伺いたい。
①物価上昇を踏まえた一定の対応（基礎控除の引上げ等）についてどのように考えるか
②所得税の基礎控除の特例（三党合意を踏まえた対応）について、個人住民税において対応すべきか
③非課税限度額については、これまで生活保護基準の見直しの際に検討してきたが、どのように対応をすべきか

回答

まず、基本的な認識として、個人住民税は、住民の皆様が地域社会の費用を広く分担する、いわば「地域社会の会費」としての性格を持つ地方の基幹税目です。所得の再分配を主眼とする所得税とは、制度の目的も性格も異なるものです。所得税の見直しをそのまま個人住民税に反映させるべきものではないと考えます。

本町における令和８年度当初予算の歳入総額は、120 億 3,000 万円です。このうち町税が 38 億 4,437 万 7,000 円で、歳入の 32.0％を占めています。そして、その町税の中でも個人町民税は 16 億 2,299 万 3,000 円と、町税の 42.2％、歳入全体で見ても約 13.5％を占めております。

個人町民税の減収は、住民の皆様の生活に直結する福祉、教育をはじめとした各種住民サービスが直ちに影響を受けることになります。

①物価上昇を踏まえた一定の対応（基礎控除の引上げ等）について【税務課作成】

所得税と同様に物価上昇に自動的に連動して基礎控除を引き上げる仕組みを個人住民税に導入することについては、慎重に検討されるべきものと考えます。

本検討会の資料に、「所得税の基礎控除の引上げのタイミングで１～２万円を引き上げる」という対応例が示されておりましたので、仮に令和８年度の課税ベースで基礎控除を２万円引き上げた場合の影響額を試算しますと、本町では約 3,000 万円の減収が見込まれ、個人町民税予算額の約 1.8％に相当します。

この影響額の規模が、本町の事業にどれくらいの影響を与えるのか、具体的な事業例をお示しします。

本町では、総合振興計画において町が重点的に推進する取組をリーディングプロジェクトとして位置づけています。その取組のひとつ、少子化対策プロジェクトにおい

ては第２子以降保育料無償化事業として約 2,700 万円を計上しています。基礎控除を２万円引き上げた場合の影響額はこの事業の予算額以上の規模であり、町独自の主要事業が実施できなくなる規模です。

また、基礎控除の引上げは、単年度ではなく毎年度続く減収になります。そして、物価に連動する仕組みであれば、物価上昇のたびにこの減収がさらに積み上がっていくことになります。本町にとって、この予見不可能な減収の累積は、財政運営上、極めて深刻な問題となるものと考えています。

②所得税の基礎控除の特例（三党合意を踏まえた対応）について、個人住民税において対応すべきか【税務課作成】

所得税の基礎控除の特例は「年収の壁」対策、物価高対策という国政上の政策判断に基づく措置です。地域社会の会費という住民税の性格から見ると、その目的が全く異なります。

また、個人住民税の制度に時限措置を組み込めば、制度の安定性や簡素性が損なわれます。

①で申し上げましたとおり、町財政への影響は大きく、基礎控除一律２万円引上げで約 3,000 万円の減収となる見込みです。これに加えて収入区分に応じた上乗せまで適用される場合は、さらに大きく、かつ変動的な減収となります。

事務負担においても、給与収入の区分に応じた複雑な上乗せ計算は、限られた職員で賦課徴収を行っている本町にとって、システム改修への対応や住民への説明機会の増加など、大きな事務負担増となります。

国が政策的に負担軽減を図るのであれば、それは国税である所得税の制度の中で完結させることが望ましいと考え、個人住民税で対応すべきものではないと考えます。

③非課税限度額については、これまで生活保護基準の見直しの際に検討してきたが、どのように対応をすべきか【税務課作成】

これについては、生活保護基準の動向を勘案しつつ、他制度への影響も含めて丁寧に検討すべきであり、生活保護基準との機械的な連動には慎重であるべきと考えます。

非課税限度額は、生活保護基準程度の所得の世帯をできる限り非課税とするという趣旨の制度で、低所得者への配慮という点では、住民税の性格とも両立します。物価上昇への対応としては、基礎控除の一律引上げよりも合理的な選択肢と考えられますが、過去の生活保護基準の見直しの際には、非課税限度額を直ちには連動させず、据え置いた経緯があります。これは、非課税から課税となった場合の急激な負担増や、非課税限度額を基準とする医療・介護などの他制度への波及を避けるための、慎重な配慮であったものと捉えています。

今後においても、生活保護基準の見直しの内容を確認したうえで、非課税から課税となった場合の急激な負担増や他制度への影響を十分に見極め、総合的に判断すべきものと考えます。

２　所得税の基礎控除の引上げについて、本則部分は見直し前の控除額に税制改正時における直近２年間の消費者物価指数（CPI)の上昇率を乗ずることで調整するルールが創設された。

これを踏まえた対応として、以下のような【対応例】が考えられるが、それぞれについて、

① 課税事務への負担
② システム整備に係る負担
③ 自治体の財政運営に及ぼす影響
④ 他制度（特に自治体独自の福祉施策等）への影響（例：給付対象者の増加、所得を把握できない者の増加による影響等）

についてご意見を伺いたい。

【対応例】
○ 所得税の本則部分の引上げルールを踏まえ CPI を踏まえて検討しつつ、
ア ３年に一度など、一定期間のトレンドを踏まえて引上げ額を決定する。
イ 所得税の引上げタイミング（２年ごと）に１～２万円程度を引き上げる。
ウ 非課税限度額の見直し検討のタイミング（生活保護基準が見直される５年に一度）に合わせて検討する。
○ 引上げの際には、所得により引上げ幅を変えるなどの、複雑な要件設定はせず、金額（現行、最大 43 万円）を定額で引き上げるのみとする。

回答

①課税事務への負担【税務課作成】

「イ（２年ごと)」のような控除額の頻繁な変更は、賦課事務の複雑化や問い合わせ対応の増加を招きます。

基礎控除額が変動するたびに、課税資料の判定ロジックや計算式を確認する必要があり、引き上げのタイミングが頻繁になれば、例えば過年度分の課税が発生した場合などに課税誤りのリスクが高まり、住民の行政に対する信頼を損ねる可能性も高まります。また、「なぜ今年から控除額が変わるのか」、「私の税額はどう変わったのか」などの個別の問い合わせが増加し、限られた人員での対応が困難になる恐れがあります。

「ア（３年に一度)」、「ウ（５年に一度)」といった、比較的スパンの長い検討サイクルの方が、事務の平準化の観点からは現実的であると考えます。

引上げ方法を「定額・一律」とすることは課税事務の観点からは簡素で望ましいものと考えます。

②システム整備に係る負担【税務課作成】

システム改修費は、その頻度が高くなるほど財政負担が大きくなります。本町の

システムベンダーによると、基礎控除の変動に関するシステム改修はその都度必要となるとのことです。「イ（２年ごと）」といった短いサイクルでの改修は、財政負担が大きくなるだけでなく、ベンダー側の改修コストも押し上げる可能性があります。併せて、多くの自治体が同一時期に改修を行うため、ベンダー側のリソース不足による遅延や改修費用上昇のリスクも高まるものと推測されます。

システムへの影響を最小限にするため、控除額の変更は「定額での引き上げ」のように、要件を簡素化するのがよいのではないかと考えます。

また、改修に伴う財源措置も必要なものと考えます。

③自治体の財政運営に及ぼす影響【税務課作成】

基幹税である個人住民税の税収減は、単なる数値上の減少にとどまらず、基礎自治体としての機能を弱体化させる恐れがあります。

基礎控除の引き上げは、確実に納税者数を減少させ、所得割の税収を押し下げます。特に本町のように規模が小さい自治体では、安定財源である個人住民税の減少が歳入全体に及ぼす影響は非常に大きいものです。

国の政策として基礎控除額を変更するのであれば、例えば減収分を地方交付税等の算定において確実に補填する仕組みが不可欠であると考えますが、自主財源が依存財源となること自体、地方自治の観点から望ましいものではないと考えます。

例えば、減収分は地方特例交付金等により、地方交付税とは別枠で確実に全額補填するといった仕組みが必要ではないかと考えます。

少子高齢化の進行による社会保障費の増加、人口減少による個人住民税の減収が見込まれる中、恒久的な税収減は地方自治体の持続可能性を揺るがす懸念があります。

④他制度（特に自治体独自の福祉施策等）への影響（例：給付対象者の増加、所得を把握できない者の増加による影響等）【福祉課作成】

介護保険料、保育料、医療費助成、障害福祉サービスなど、多くの福祉サービスにおいて、住民税の課税状況は利用者負担額を決定する重要な指標となっています。

障害福祉サービスは、非課税世帯や低所得者に対して手厚いサービスを実施しています。基礎控除額の引上げによる非課税世帯の増加、低所得者の負担区分の変更などにより、給付対象者が増加し、町の財政支出（扶助費）も増加するものとなります。また、住民税の申告不要層が増加することにより、所得が把握できない場合、上位区分に仮決定し、後からの申告勧奨により、差額を還付するなどの事務フローとなることが考えられます。本来低所得である利用者に一時的な経済的負担を強いることになり、サービス利用の抑制にもつながる恐れがあります。

（令和８年度）第２回　個人住民税検討会議事概要

１　日　時 令和８年７月 17 日(金)14 時 00 分～16 時 00 分

２　場　所 総務省１階　低層棟102会議室

３　出席者 林座長、魚住構成員（代理出席）、神山構成員、小西構成員、
齊藤構成員、坂巻構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、
柴田構成員、末吉構成員、鴇田構成員
藤原構成員、宮澤構成員、山口構成員（代理出席）

４　議事次第
（１）開会
（２）地方団体へのヒアリング
（３）閉会

５　議事の経過
議題「地方団体へのヒアリング」に関して、個人住民税の基礎控除等の引上げに関して、さいたま市、毛呂山町から説明を聴取し、その後意見交換が行われた。

（１）さいたま市からの説明概要
(財政上の懸念について)
・ 令和７年度の市税決算額のうち個人住民税は市税全体の約５割を占める。定額減税の影響はあるものの、個人所得の増加や納税義務者数の増加により、約１割の増加となっている。

・ 基礎控除の引上げについては、仮に１万円引き上げた場合、約５億 7,000 万円の減収が見込まれる。個人住民税の税収は増加している一方、物価高騰の影響により、教育や子育て支援など住民に身近な行政サービスに係る歳出も増加していることから、基礎控除等を引き上げる際には代替財源の確保が必要となるのではないか。

(システム改修、事務負担について)
・ 税システムの改修には、多額の経費が必要となるだけでなく、検証を行う

ための職員の事務負担も大きくなる。基礎控除や非課税限度額のような影響範囲の広いシステム改修を行う際には、システム改修費用への何らかの財源措置を講じていただきたい。

・ 基礎控除の引上げを令和９年度税制改正で決定し、令和９年度課税から実施することはスケジュールの面で非常にタイトであり、システム改修に携わる職員の事務負担も大きくなる。十分なシステム改修期間と検証期間を確保するため、令和９年度税制改正は令和１０年度課税から適用することとしていただきたい。

・ 基礎控除や非課税限度額の引上げに当たっては、市民からの問合せに対応する必要がある。市民にとって分かりやすい簡素な税制としていただきたい。

（他制度への影響について）

・ 前提として、低所得者支援を行う際の低所得者とはすなわち住民税非課税者であるというのが福祉分野における認識。地方団体が最も把握しやすく、恐らく全団体同様の認識であると思料。

・ 社会保険料負担の抑制が課題とされている中、住民税の非課税者が増える改正は、保険料は増加する方向に働き逆行することも危惧される。例えば、介護保険料は、非課税の場合、基準額以下の保険料負担となるが、給付に必要な額を保険者全体で分けて負担するので、住民税の非課税ラインを引き上げて所得税並みになった場合、基準額の引上げや課税者の保険料割合を高くしない制度が維持できないと見込まれる。

・ 利用者負担の軽減においても住民税非課税が要件とされており、非課税者が増加することにより給付費の増加が見込まれる。

・ 基礎控除が上がると、年金収入だけであれば非課税だが、それ以外の収入があれば課税になる層が増加していくものと見込まれる。若い就労者に地元で従事していただけないため、高齢者に活躍していただくことで地元の産業を維持することを期待しているが、非課税の枠が年金とそれ以外の収入のラインにはまってしまうと、働き控えが発生するものと考えられる。

・ その他、市独自でさまざまなサービスを低所得者限定で実施しているが、

給付対象者が増加する一方、市税収入は減少することから、サービスの維持が困難となるおそれがある。

（２）毛呂山町からの説明概要

（基礎控除等の引上げの考え方）

・ 個人住民税は地域社会の費用を広く分担する「地域社会の会費」的性格を持つ地方の基幹税目である。所得の再分配を主眼とする所得税とは、制度の目的も性格も異なる。所得税の見直しをそのまま個人住民税に反映させるべきではないと考える。

・ 令和８年度当初予算において個人住民税は町税の約４割、歳入全体の約１割を占めている。仮に令和８年度課税ベースで基礎控除を２万円引き上げた場合、約 3,000 万円の減収が見込まれる。これは、町独自の主要事業である少子化対策事業が実施できなくなる規模。所得税と同様に物価上昇に自動的に連動して基礎控除を引き上げる仕組みを個人住民税に導入することについては、慎重に検討されるべきではないか。

・ また、基礎控除の引上げは毎年度続く減収となる。物価に連動する仕組みであれば、物価上昇のたびに減収が積み上がっていく。予見不可能な減収の累積は、財政運営上、極めて深刻な問題になるものと考えている。

（基礎控除の特例について）

・ 所得税の基礎控除の特例は、年収の壁対策、物価高対策という国政上の政策判断に基づく措置であり、個人住民税の「地域社会の会費」的性格から見るとその目的は全く異なる。

・ 時限措置を組み込めば、制度の安定性や簡素性が損なわれる。基礎控除一律２万円引上げで約 3,000 万円の減収となる見込みであるが、これに加えて収入区分に応じた上乗せまで適用される場合は、さらに大きく、かつ変動的な減収となる。

・ 給与収入の区分に応じた複雑な上乗せ計算は、限られた職員で賦課徴収を行っている本町にとって、システム改修への対応や住民への説明機会の増加など、大きな事務負担増が見込まれる。

・ 国が政策的に負担軽減を図るのであれば、国税である所得税の制度の中で

完結させることが望ましく、個人住民税で対応すべきものではないと考える。

（非課税限度額の引上げについて）

・ 生活保護基準程度の所得の世帯をできる限り非課税とするという趣旨の制度で、低所得者への配慮という点では、住民税の性格とも両立する。非課税限度額の引上げは物価上昇への対応としては、基礎控除の一律引上げよりも合理的な選択肢ではないか。

・ 過去の生活保護基準の見直しの際は、非課税限度額を直ちには連動させず据え置いた経緯がある。これは、非課税から課税となった場合の急激な負担増や、非課税限度額を基準とする医療・介護などの他制度への波及を避けるための慎重な配慮であったと捉えている。非課税限度額の見直しについては、生活保護基準の動向を勘案しつつも、生活保護基準との機械的な連動には慎重であるべきであり、非課税から課税となった場合の急激な負担増や他制度の影響も含めて総合的に判断すべきではないか。

（引上げの頻度について）

・ 引上げの頻度は２年毎といった頻繁な変更は賦課事務の複雑化や問合せ対応の増加を招くものと推測される。基礎控除額が変動するたびに、課税資料の判定ロジックや計算式の確認が必要となる。また、例えば、過年度分の課税が発生した場合などに課税誤りのリスクが高まり、住民の行政に対する信頼を損ねる可能性も高まる。３年や５年に一度といった長期のスパンの方が事務の平準化の観点から現実的。

・ 多くの自治体が同一時期に改修を行うため、ベンダー側のリソース不足による遅延、改修費用上昇のリスクも高まるものと推測される。個別の問合せが増加し限られた人員での対応が困難になるおそれがある。

（システム改修に関する懸念）

・ システム改修費は、改修の頻度が高くなるほど財政負担が大きくなる。本町においては、基礎控除の変動に関するシステム改修はその都度必要になる。２年といった短いサイクルでの改修は、財政負担が大きくなるだけではなく、ベンダーからの改修コストも押し上げる可能性ある。

・ システムへの影響を最小限にするため、定額での引上げのように、要件を

簡素化するべきではないか。

・ また、システム改修に伴う財源措置も必要。

（自治体の財政運営に及ぼす影響）

・ 基幹税である個人住民税の税収減は、単なる数値上の減少にとどまらず、基礎自治体としての機能を弱体化させるおそれがある。基礎控除の引上げは、確実に納税者数を減少させ、所得割の税収を押し下げる。特に本町のように規模が小さい自治体では、安定財源である個人住民税の減少が歳入全体に及ぼす影響は非常に大きい。

・ 国の政策として基礎控除額を変更するのであれば、減収分は地方特例交付金等により、地方交付税とは別枠で確実に全額補填するなどの仕組みが不可欠であるが、そもそも自主財源が依存財源となること自体、地方自治の観点から望ましいものではない。

・ 少子高齢化の進行による社会保障費の増加、人口減少による個人住民税の減収が見込まれる中、恒久的な税収減は地方自治体の持続可能性を揺るがす懸念がある。

（他制度への影響について）

・ 障害福祉サービスは非課税世帯や低所得者に手厚いサービスを実施している。基礎控除額の引上げによる非課税世帯の増加や低所得者の負担区分の変更により、給付対象者が増加し、町の財政支出が増加することとなる。

・ 所得が把握できない場合、上位区分で仮決定しその後、申告勧奨・差額還付という事務フローとなることが考えられる。住民税の申告不要層が増加することにより、本来低所得である利用者に一時的な経済的負担を強いることとなり、サービス利用の抑制につながるおそれがある。

（３）意見交換

・ 前提として、基礎控除を引き上げるべき状況であれば、そもそも一人当たりの個人住民税額自体が増えている状況ではないか。物価だけ上がって賃金が上がらないということもあるかもしれないが、基本的には物価の後追いで賃金も上がっていくとすると、基礎控除の引上げ分だけ自治体の税収が減るという説明だけでは、住民税の税収の全体像が見えなく

なってしまう。

・ システム改修の負担については悩ましい問題。自治体システムの標準化が進めば、システム改修に係る作業量や負担は減るのか。

⇒標準化対応後のシステム改修については、国の標準仕様書に基づいたパッケージを導入したとしても、他の業務システムとの接続等のテストに費用がかかるなど、システム標準化をしたからといって、追加的な費用がかからないということでは決してない。

・ 賃上げにより地方税収は伸びている状況で、物価上昇に応じて基礎控除の持っている意味が減っていると考えられる。しかし、今の地方財政の状況を見たときに、所得税と同じ基礎控除の引上げを後追いで行うこともできないと考えられる。

・ 個人住民税は比例税率であり、ブラケットクリープが起こらないことや、基礎控除額が目減りすることで経済的、実質的に課税対象じゃなかった人が課税対象になるという問題については、非課税限度額を適切に設定することで対応可能と考えると、基礎控除額の目減りを制度に反映させないというロジックも考えうるか。

・ 個人住民税の減収は地方交付税にも反映され、ある程度吸収されるのではないか。

・ 個人住民税の基礎控除の引上げが国の景気対策の一環として行うものなのであれば、令和６年度に実施した定額減税のときのように補填が必要になるのではないか。また、基礎控除の引上げの際には各自治体でシステム改修が必要であり、非常に大きな影響があるので、慎重に議論すべきではないか。

・ 基礎控除はひとり親控除や配偶者控除などと違い、全員にかかわるものであり、1 万円変わればある程度の税収が減る。どれだけの規模でこれが実行されるのかが見えない中、引上げ幅によってはインパクトが大きすぎるといったことにならないか危惧している。

・ システム改修の負担について、個人住民税制度自体が複雑になっていることも一因ではないか。もともとのシステムがかなり複雑なところに新

たに改正を行うとテストや検証が相当程度必要になる。例えば平成１９年度に導入された調整控除は、導入当時の所得税との控除差を埋めるためのものであるが、令和７年分の所得からは所得税の基礎控除が上がり制度の前提が崩れてしまっている。今後、住民税の基礎控除も変わることになれば、もはや調整控除の前提となる制度の原型をとどめず、平成１９年度の控除差でこの調整控除が計算されているといった説明をしなければならない。もともとの個人住民税制度自体をよりシンプルにしていれば、その後の改正が加わったとしても、テストや検証は楽になるのではないか。

・ 基礎控除を引上げれば、恩恵を受けるべきだと思われる人が新たに福祉サービスの対象になるという理解で正しいか。これは包摂されるべき人がサービスを受給できるようになるので自治体としては良いことであると捉えているのか。

⇒非課税者が増えることによって、新たに福祉制度の恩恵を受けられる人が増えるというのは間違いのない。非課税者に対するサービスは多くあるので、費用負担が増大し、保険料等を上げていく必要があるというところまでは言えるのではないか。

・ 基礎控除の引上げをした場合、問合せ件数の増加など、様々なコストがかかることを知れたことは大変勉強になった。システム改修に関して、基礎控除の増減ならば改修しやすい、１万円などシンプルな額の引上げであれば改修コストが抑えられるという説明があったが、シンプルな額の引上げにするとなぜ改修のコスト等が抑えられるのか。

⇒特定親族特別控除のように所得によって様々な線を引かれる形になると、それに伴って、プログラムで制御する改修コストがかかる。検証作業もその所得に対して適切な基礎控除が設定されているかという観点から、それだけ多くの検証が必要となりコストがかかるものと認識。また、基礎控除等の既存の制度の額の増減程度であれば対応しやすいが、新たな控除項目が導入されるような場合はシステム改修が必要となる。

・ 基礎控除について、所得税との乖離が出てきてしまっており、住民に対してなかなか答え切れないというのが実情。

・ 財政面では物価が上がっていく中で、税収が幾らあっても足りないといった状況が発生しているのも事実。ただでさえ、市税収入は歳入の半分

程度しか賄えていない中、一番構成比率の大きい個人住民税の税収が減っていくとなると、それなりのインパクトがあり、特に大規模な地方団体では大きな反響を呼んでしまう印象を持っている。

・ システム標準化後はシステムベンダー側が作ったパッケージを購入し、それを運用していくこととなるが、税制改正による改修はこのパッケージに含まれる認識。ただ、ベンダーの余力の問題や、市町村の規模によっては異なる仕組みを導入せざるをえないなどの事情により独自の対応をせざるを得ない実情がある。

・ 体感として、物価上昇や賃上げで税収が伸びれば、その分、財政需要・行政コストも伸びる。ただし、人件費などのコストは全国軸で動く一方、税収とリンクする賃上げは各地方軸であり、コスト増を税収増でカバーできるのかもしれないが、気になる点である。なぜ、基礎控除の引き上げを所得税が行い、住民税が行わないかについては、住民はどちら同じものだと考えている。自治体の事務負担やシステム改修コストの増では住民に響かないのではないか。地域社会の会費であることが住民に積極的に説得力を持って納得いただける理屈となるのではないか。

・ 基礎控除の引上げによる減収は均等割の税率引上げによって対応することも考えられるのではないか。そうすることで他の税目に影響を与えずに済む。

・ 「地域社会の会費」的な性格が所得税と連動しなくていい根拠となると思うが、これを突き詰めると、そもそも所得控除全般が要らないとう結論に至るのではないか。また、基礎控除分の部分をＣＰＩに連動させるのであれば、配偶者控除は連動させなくてよいのか、という議論になり、現実的な段階にはないが、そうした観点からも所得控除は不要という結論に至るのではないか。

　一方、「地域社会の会費」的な性格といった理屈だけで生存権を守るための生活最低費を考慮しなくていいということにはならず、現状の個人住民税は応能負担で補正していると考えられる。その地域で最低限の生活が保障されているならば、必ずしも基礎控除をＣＰＩに連動させる必要でないのではないか。一方で、厳密に考えた場合、その地域ごとの生活最低費の差を考慮した、地方団体ごとの基礎控除が必要となるのではないか。

・ 非課税限度額について、生活保護基準額と機械的に連動する必要はないが、一定の連動、比例関係は必要ではないか。また、「地域社会の会費」的な性格という説明は、一定の対価性を連想させ、減税圧力にもつながっているのではないか。

・ 個人住民税の控除を国税とどこまで連動させるかについては、その見合いの行政サービスも連動することをしっかり言わなければ、国民からは同じ税金の控除に見えてしまう。地方団体の立場からは、サービスは絶対に提供しなければならない前提で減収は困るという説明があったが、減収を行うのであれば、一定のサービスは止まるといった連動がなければ、地方団体の財政の基本的な考え方が成り立たないと思料する。国は国、地方は地方だと思うので、その点、どのような説明がありうるか。

・ システム改修については、時間とコスト両方の課題が交じっているように感じた。大規模団体と小規模団体、標準化している団体としていない団体といった観点で分析すると、基礎控除引上げの際の制約がより明確になるのではないか。

・ 今回の所得税の基礎控除の見直しは、累進税率がある中でインフレによるブラケットクリープに対応する見直しという性質がある。その意味では、国税では累進税率があるのに対し、地方税ではブラケットクリープの表れ方が違うというところは主張できるのではないかと思料している。海外でも様々な対応の仕方があるため、その点も参考にできるのではないか。

・ 所得税の基礎控除の見直しは、毎年だと企業の実務対応が難しいという観点から、２年に一度に落ち着いたと理解している。仮に個人住民税が３年に一度となると、自社システムをつくっている企業が多くある中で、見直しのある年が多くなる。実務負荷について猶予を置くのであれば、非課税限度額の見直しと合わせて５年に１度とする考え方もあるのではないか。

・ 基礎控除関係の政治の議論はものすごい勢いを持っており、どのような結論となるか見通すことが難しい。個人住民税の基礎控除を所得税と同様の幅で引き上げるとすると、地方に多大な減収が生じることから議論

が進まなくなる。そのため、基礎控除を動かさないロジックを見つけようという発想でいる。

（以上）